びや仲間づくりに、ご利用ください ○利用について のお手伝いをしますので、親子の遊 きます。スタッフが常駐し、皆さん 子育て中の人ならどなたでも利用で 遊びや交流の場を提供する施設で、 子育て支援室は子育て中の親子に

- 開設場所/東公民館保育室ほか
- 金曜日午前10時から午後3時まで (正午から午後1時までは昼休み)。 開設時間/原則として毎週月・水
- ください(予約不要)。 利用方法/直接支援室までお越し

# ○利用についてのお願い

私物のおもちゃや食べ物の持ち込

遊んだおもちゃは元の場所に片付

みはご遠慮ください。

- けてください。
- お子さんのみの預かりはしません。
- 保護者も一緒にお子さんを見守って スタッフがお手伝いをしますが、
- ※日程などの詳細は、町のホームペ

ージをご覧ください

saitama.jp/www/contents/ 1284611137536/index.html

# ♠ パパ・ママ応援ショップ

けられます。 ポイントの優遇などのサービスが受 提示することにより、商品の割引や ショップ事業を実施しています。 家庭を応援するためパパ・ママ応援 埼玉県内外の協賛店で、カードを 町では埼玉県と共同して、子育て

# ○配布対象

- ・中学生までのお子さんのいるご家
- ○優待カードの配布 妊娠中の人がいるご家庭
- 年生までのお子さんのいる家庭)で ンター(母子健康手帳交付時)で配 口で配布していますので申請してく まだカードをお持ちでない人は、窓 ださい。子ども課窓口および保健セ 対象世帯(妊娠中の人から中学3

○優待カードについて 発行の手続きを行ってください。 優待カードを紛失した場合は、 再

ださい。 を記載してく た(生まれる お住まいの市 護者のお名前 の裏面に、保 町村名、お子 予定の)年度 さんの生まれ 優待カード



- り利用できます。 ・記名された本人と同居の家族に限
- 第三者に譲渡、貸与はできません
- になって最初に迎える3月31日のい たは、一番年下のお子さんが満15歳 有効期限は、平成25年3月末、ま

す्

ずれか早い日までです。

# (\*\*\* 赤ちゃんの駅

公共施設を『赤ちゃんの駅』に指定 ち寄ることができるように、町内の 環境づくりを推進するため、『赤ちゃ しています 「おむつ替え」や「授乳」などで立 んの駅』を設置しました。外出中に 子育て家族が安心して外出できる

# ○実施施設

の表示 してありま などに掲示 設の玄関先 印は、各施 の駅」の目 「赤ちゃん



## 問 295-2112内線139 役場子ども課子育て支援係 7

ご利用の際は職員にお声がけくだ

#### 赤ちゃんの駅実施公共施設一覧

施設名	設置場所	設備
毛呂山町役場	子ども課、1階多目的トイレ	ベビーベッド、おむつ交換台
子育て支援室	子育て支援室(東公民館保育	ベビーベッド、希望者は授乳
(東公民館内)	室)	も可
中央公民館	1階多目的トイレ	おむつ交換台
東公民館	多目的トイレ、女子トイレ	おむつ交換台
図書館	1階多目的トイレ	おむつ交換台、希望者は授乳も可
総合公園体育館	1階女子更衣室	ベビーベッド
保健センター	1階多目的トイレ、機能訓練 室、検診室、応接室	おむつ交換台、ベビーチェア、ベ ビーベッド、希望者は授乳も可
福祉会館	1階多目的トイレ、ホール多目的トイレ	おむつ交換台

次のとおりです。

○実施公共施設一覧 「赤ちゃんの駅」実施公共施設は

おむつ替えの必要がある人

乳児連れの保護者で、授乳または

町では、子どもたちの健やかな成長を支援するため、こども医療費の支給事業などを行っています。下記に該当 する場合は、申請や現況届などの手続きが必要となりますので、お早めに手続きをお願いします。

## ▶児童関係の手当などの手続きについて◆

事業名	対象者	支給額	支給申請
児 童 扶養手当	18歳到達後、最初の3月31 日までの間にある児童を養育している家庭(ひとり親家庭など)で公的年金を受給していない人に支給されます。【所得制限あり】	1人/月額41,550円 (一部支給41,540円~9,810円) 2人/1人の場合の月額に、月額5,000円を加算 3人以上/2人の場合の月額に、1人につき月額 3,000円を加算 ※所得額により一部支給となる場合があります。	受給資格が生じた場合、認 定請求書を提出し、認定を 受けてください。認定を受 けない場合は、手当は受け られません。
特別児童扶養手当	精神または心身に障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。 【所得制限あり】	1級(重度)/月額(1人につき)50,550円 2級(中度)/月額(1人につき)33,670円	【手当の支給は認定請求を した日の翌月からとなりま す。】
こども医 療費支給	15歳到達後、最初の3月31 日までの間にある児童が保 険診療で病院などにかかっ た場合に支給されます。	医療費の自己負担額の一部が支給されます。	受給資格が生じた場合、受 給資格の登録申請をしてく ださい。登録がない場合は
ひとり親 家庭等医 療費支給	ひとり親家庭などで18歳到 達後、最初の3月31日まで の間にある児童および児童 を養育している人が、保険 診療で病院などにかかった 場合に支給されます。 【所得制限あり】	医療費の自己負担額の一部が支給されます。	医療費の請求はできません。 【受給資格は登録申請をした日から有効となります。】

※児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を受給している人は、現況届の提出が必要です。現況届は毎 年の所得状況や養育状況などを確認するためのものですので、町から現況届が送付されましたら必要事項を記入のうえ、 必ず提出してください【現況届の提出がない場合は、手当などの支給が受けられません】。

### ▶その他支援の手続きについて◆

事業名	内 容	貸付金の種類	問合せ先				
母子および 雰婦福祉資 金貸付制度		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	資金内容・貸付限度額・利率・償還期間などのくわしい内容は、役場子ども課または埼玉県西部福祉事務所な(283)6780にお問い合せください。				
事業名			問合せ先				
短期入所生活援助事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行い、児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的としています。		役場子ども課児童係 ☎(295)2112 内線113、114 ※利用に関しては、事前相談が必 要となります。				

問合せ 役場子ども課児童係 ☎(295)2112内線113、114